

一般廃棄物収集運搬（処分）業許可更新申請の手引き

1 はじめに

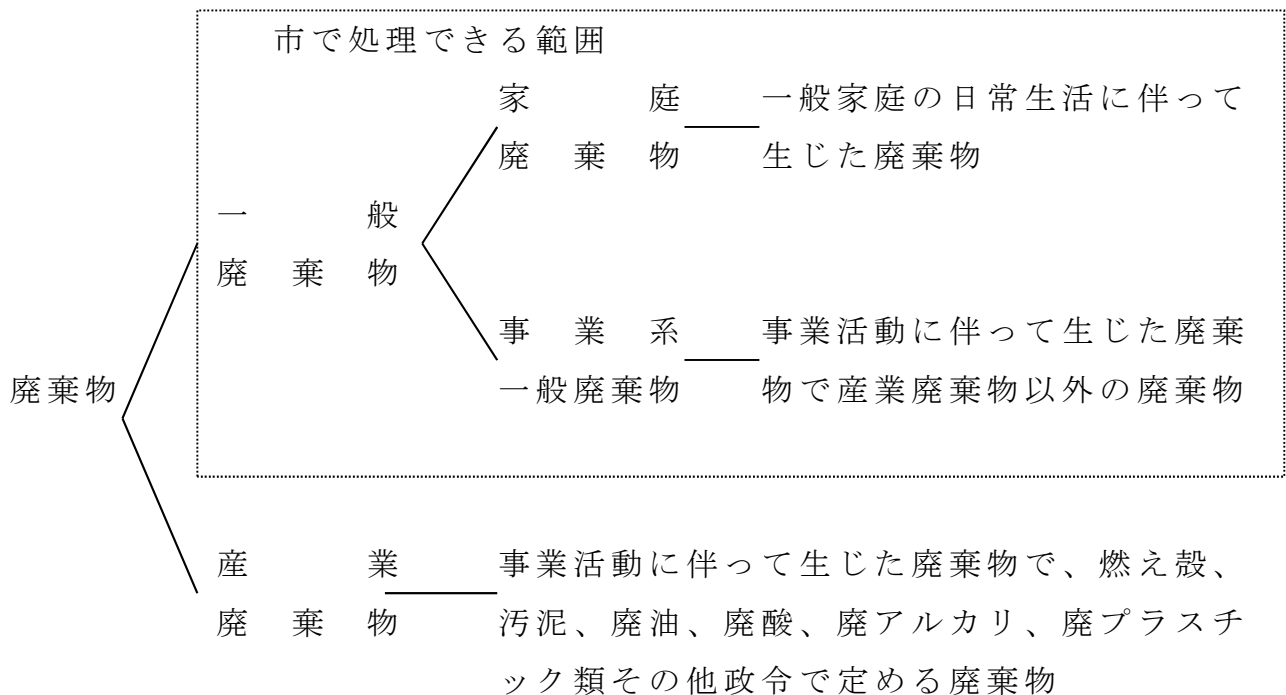
「廃棄物の清掃および処理に関する法律」（以下「法」という。）では、事業活動に伴って生じた廃棄物の処理については、事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されています。

この、「自らの責任において適正に処理する」とは、自己処理、許可を受けた一般廃棄物処理業者への処理委託、公共の処理事業への処分委託などがあります。

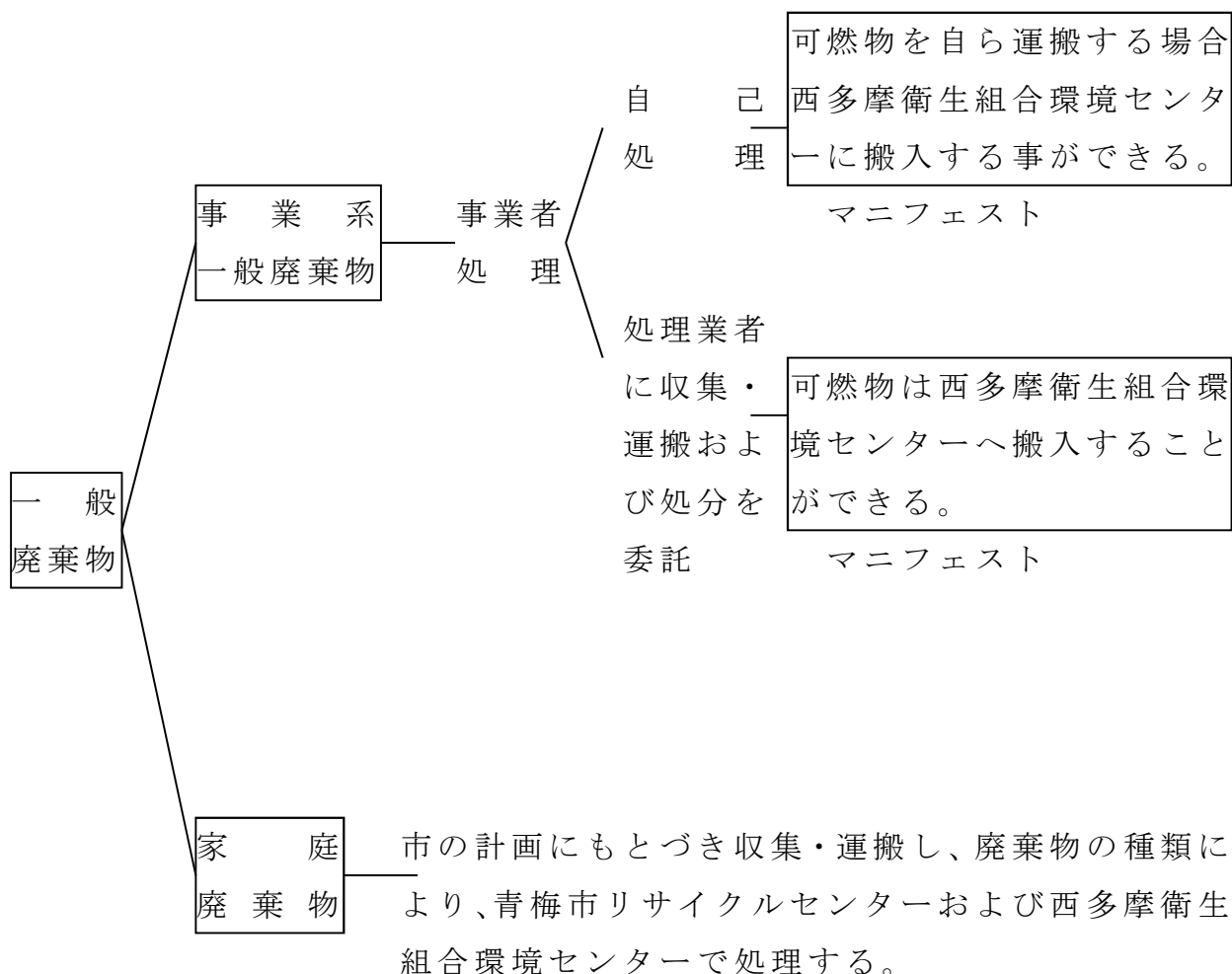
また、法では、一般廃棄物の処理を業として行う場合（収集運搬業、処分業）は、業を行う区域を管轄する市町村の許可を受けることが義務づけられており、当該市町村の許可を受けるためには、法令等に定める許可基準に適合することが必要です。

2 廃棄物の種類

法では、「廃棄物」を一般廃棄物と産業廃棄物に分け、青梅市の廃棄物処理および再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）では、一般廃棄物をさらに家庭廃棄物と事業系一般廃棄物に分けています。



3 青梅市における一般廃棄物の処理



一般廃棄物の収集、運搬および処分の基準（施行令第3条）

- (1) 一般廃棄物の収集、運搬および処分にあつたつては、一般廃棄物が飛散し、および流出しないようにすること。
- (2) 運搬車、運搬容器およびパイプラインは、一般廃棄物が飛散しおよび汚水が漏れるおそれのないものであること。
- (3) 一般廃棄物の収集または運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

4 許可制度

- (1) 一般廃棄物の収集または運搬および処分の全部または一部をみずからの業として行おうとする者は、市町村の処理計画に適合するとと

もに、一定の能力を有し、かつ、関係法令等の定める諸条件を満たしている場合には、その業を行おうとする区域を管轄する市町村の許可を受けることができます。

なお、「自ら業として行う」とは、許可を受けた法人（個人）が自ら当該事業を行うことをいい、再委託等の行為は認めません。さらに、青梅市の条例では、名義貸しの禁止条項を規定しています。

ただし、次の場合は、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はありません。

- ア 再生利用の目的となる廃棄物（古紙・屑鉄・古銅・空き瓶類・古繊維に限る）のみの収集または運搬および処分を業として行う場合。
- イ 再生利用されることが確実であると市町村が認めた一般廃棄物のみの収集または運搬および処分を業として行う者であって、市町村の指定を受けたもの。
- ウ 市町村の委託を受けて、受託者が一般廃棄物の収集または運搬および処分を業として行う場合。
- エ 青梅市を通過する場合。（一般廃棄物の積卸しを行う運搬を除く。）
- オ 国が、その業務として一般廃棄物の収集または運搬および処分を行う場合。
- カ 自らの事業活動（造園業など）に伴って発生する一般廃棄物の収集または運搬および処分を行う場合。
（＊ 造園業の場合は、植木等の剪定木くずのみに限る。）
- キ 愛がん動物（ペットなど）の霊園事業として、自ら愛がん動物の収集または運搬および処分を行う場合。

(2) 許可対象廃棄物の区分

市では一般廃棄物のうち動物死体および事業系一般廃棄物を許可対象の廃棄物にしています。

なお、廃棄物の性状に応じて許可対象の廃棄物を次のように分類しています。

| 種 類 | 内 容 |
|-------------------------|--|
| 事業系 一般廃棄物 | 厨芥、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くず、生理汚物など（弁当がらを含む。） |
| 特定家庭用 機器再商品 化法対象物 | 特定家庭用機器再商品化法にもとづく家電製品。 |
| し尿 | 人の排泄行為に付帯するものを含むくみ取りし尿 |
| 汚 泥 | 水洗便所の浄化槽に貯留した汚泥、および建築物の排水槽から発生する汚泥 |
| 動物死体 | 動物の死体およびふん尿 |
| 医療廃棄物 （*1） | 感染性一般廃棄物（*2）およびこれに準じて処理することが適当と認められる事業系一般廃棄物 |

* 1 「医療廃棄物」の許可は、焼却処理施設等（ただし市の関連処理施設は除く。）の処理ルートを持った処理業者に限る。

* 2 感染性一般廃棄物

ア 手術等により排出される病理廃棄物（臓器・組織）

イ 医療関係機関において実験・検査等に使用した動物の死体

ウ 汚染物が付着したものまたはそれらのおそれがあるもの（汚染物が付着した紙くず・繊維くずなど）

5 許可条件

- (1) 市長による一般廃棄物の収集、運搬または処分が困難であること。
- (2) その申請の内容は市長が定める処理計画に適合するものであること。
- (3) その事業の用に供する施設および申請者の能力がその事実を的確に、行うに足りるもの。

6 欠格条項

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- (3) 廃掃法、浄化槽法、その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものもしくはこれらの法令にもとづく処分に違反し、または刑法第204条、第206条、第208条の二、第222条もしくは第247条の罪もしくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰

金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

- (4) 廃掃法第7条の三第1項もしくは第14条の六第1項または浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者。
- (5) その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- (6) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)から(5)までの一つに該当する者のあるもの。
- (7) 法人でその役員または政令で定める使用人のうちに(1)から(5)までの一つに該当する者のあるもの。
- (8) 個人で政令で定める使用人のうちに(1)から(5)までの一つに該当する者のあるもの。
- (9) 条例もしくはこの条例にもとづく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- (10) この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者。

7 許可基準

(1) 収集または運搬を業として行う場合

ア 一般廃棄物が飛散し、および流出し、ならびに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他運搬施設を有すること。

イ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、ならびに悪臭が飛散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ウ 一般廃棄物の収集または運搬を的確に行うに足りる知識および技能を有すること。

エ 一般廃棄物の収集または運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

オ 一般廃棄物の運搬先を明確にできること。(可燃、不燃両方)

カ 運搬先は、一般廃棄物を適正に処分することができる中間処理

施設または最終処分施設であること。

キ 事業系一般廃棄物を排出する事業者から受託を受けて、当該廃棄物を6月以上にわたり、月1回以上収集する「継続的な作業場所」を明確にできること。

(2) 処分業として行う場合

ア 浄化槽にかかる汚でいまたはし尿の処分を業として行う場合には、当該汚でいまたはし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。

イ その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

ウ 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、ならびに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

エ 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識および技能を有すること。

オ 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

カ 一般廃棄物の処分先を明確にできること。

8 許可期限

許可の期限は2年とする。

9 一般廃棄物処理業許可申請書添付書類および図面一覧表

| | 書類および図面の名称 | 申請書作成要領等 | |
|---|---|---|---|
| 1 | 作業計画書 | 契約排出事業者を全て記入。 | |
| 2 | 個人—住民票の写し 法人— (1) 定款または寄付行為 (2) 登記簿謄本 | (1) 申請日以前 3か月以内 に発行されたものに限る。 (2) 登記簿および定款の業務目的欄に「 一般廃棄物処理業 」を明記。 | |
| 3 | 身分証明書 | (1) 申請日以前 3か月以内 に発行された者に限る。 (2) 更新時は不要。 ※個人の場合に限る。 | |
| 4 | 欠格条項に該当しない者である旨を記載した書類 | 政令で定める使用人も含む。 なお、法人の場合は役員全員を記入すること。 | |
| 5 | 印鑑証明 | (1) 提出する書類に使用する印鑑は、全てこの印鑑を使用する事。 (2) 申請日以前 3か月以内 に発行されたものに限る。 | |
| 6 | 運搬先を証明できる書類 可燃物と不燃物に分けて書類を提出 | 青梅市以外で自ら処分する。 | (1) 処分業および運搬業の許可証の写し (2) 当該市町村長の搬入承諾書の写し |
| | | 処分業者に処分を委託する場合 | 青梅市内— 受託者との契約書の写し 青梅市外— (1) 受託者との契約書の写し (2) 受託者の処分業の許可証の写し (3) 当該市町村長の搬入承諾書の写し (4) 受託者の運搬業の許可証の写し |
| | 処分先が青梅市の関連施設である場合 | 不要 | |

| | 書類および図面の名称 | 申請書作成要領等 |
|----|--|---|
| 7 | 事務所その他施設等を自ら所有する場合には、それを証明する書類および事務所の案内図 主たる事務所 車庫、積替え 保管施設等 一般廃棄物処理施設 | 自己所有一土地・家屋登記簿謄本（ 過去3か月以内 に発行されたものに限る。） 借用一賃貸契約書の写し、案内図 |
| 8 | 排出事業者ごとの契約書の写し | 作業計画書に記載された業者全ての契約書の写し。 |
| 9 | 運搬車その他の写真 | (1) 運搬車の斜め前（ナンバープレートが見えるように）、斜め後ろ (2) 車庫等 （ポラロイドカメラは不可。デジタルカメラは可。） |
| 10 | 自動車検査証の写し | 借用一契約書の写し |
| 11 | 従業員名簿 | 本許可にかかわる人員のみ |
| 12 | ※ 個人一前年度の所得税の納付済額を証する書類 法人一前年度の所得税の納付済額を証する書類 | 個人一 (1) 資産調書 (2) 前年度の所得税額を証する書類 法人一 (1) 前年度の貸借対照表 (2) 損益計算書 (3) 法人税納付額ならびに納付済額を証する書類 ※更新の場合、法人は(3)のみ添付。 |
| 13 | 西多摩管内で他に許可を取得していればその写し | |
| 14 | その他市長が必要と認める書類および図面 | |

1 0 遵守義務

一般廃棄物収集運搬業および一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- 一 許可書を事業所等の見やすい場所に掲示すること。
- 一 許可証を他人に譲渡し、または貸与しないこと。
- 一 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

1 1 実績報告

一般廃棄物収集運搬業者および一般廃棄物処分業者は、法の規定により毎年4月1日から翌年3月31までの実績を市長に報告しなければなりません。

1 2 注意事項

他市をまたがった廃棄物の混載は、絶対にしないようにお願いします。

1 3 事務手続き

関係書類を**許可日前月の15日までに**市役所環境部清掃リサイクル課へ提出してください。

| | | |
|-------|-----------------|---------|
| 申請手数料 | 収集運搬業の許可（更新） | 15,000円 |
| | 処分業の許可 | 15,000円 |
| | 収集運搬業の事業範囲の変更許可 | 15,000円 |
| | 処分業の事業範囲の変更許可 | 15,000円 |
| | 許可証の再交付 | 3,000円 |

* 上記手数料を各申請の際に納付してください。

許可証は、書類審査終了後に発行いたします。市役所環境部清掃リサイクル課で受領ください。